
■ 都市景観形成推進協議会／屋外広告物の景観配慮等について

全日本駐車協会事務局

都市景観形成推進協議会(注1)より「景観形成への配慮について 要望書(令和7年1月)」を受領しました。この文書は、美しい景観を形成するためには、市民、事業者、設計者、行政等多様な主体が、それぞれの立場で協力し合う必要があることから、良好な景観の形成を進める上での主要な課題をもとに、同協議会の要望をまとめたので、趣旨をご理解の上、より一層のご協力をいただきたいというものです。

本要望書に駐車場に係る事項がありますので、抜粋して下記の通りお知らせします。

(注1)都市景観形成推進協議会

魅力ある景観の創造を図るため、政令指定都市が相互の交流を深め、共通の課題を協議し、景観行政を推進することを目的に、昭和62年に設立。

現在の加入都市は、次の20市。(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)

記

1. 屋外広告物の景観配慮等について

景観の重要な構成要素である屋外広告物の設置にあたっては、各自治体の条例の基準に適合したものとし、必要な許可を受ける等の手続きを行うことはもちろん、設置場所、規模、形態、色彩、照度、輝度などについて、周辺景観との調和に配慮したものとするようをお願いいたします。

特に、広告技術の発展により近年増えている様々な形態の屋外広告物(コインパーキング案内看板等)についても、周辺景観との調和に配慮したものとするようお願いいたします。

また、屋上広告物や突出し広告物等について、自然災害等による倒壊、落下等の重大な事故を防止するため、屋外広告物の安全管理の強化が課題となっています。常日頃からの目視点検だけでなく、内部構造を含めた定期点検や適切な修理・改修、及び、これらに係る技術や知識の周知を図るなど、安全管理の強化について、行政側の取組みのほか、業界団体側でも取組みを進めるよう要望いたします。(アンダーラインは事務局追記)

以下、本要望書では、「2. 無電柱化の促進について」「3. 携帯電話アンテナの景観配慮について」「4. 太陽光発電装置等の景観配慮について」に関する記載がありますが、ここでは省略させていただきます。

以上